

保有物品売払契約書

1 売払物件

品名	規格	単位	数量
全身用X線CT装置一式	「仕様書」参照	式	1

2 契約金額

		百万			千			円
	¥							

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

売払者 地方独立行政法人長崎市立病院機構 理事長 兼松 隆之 (以下「甲」という。) と
買受者 ○○○ (以下「乙」という。) との間において、上記の物品 (以下「物品」という。) に
ついて、上記契約金額で次の条項により、物品売買契約を締結する。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、物品を買い受けることとする。
- 第2条 履行場所は、長崎みなとメディカルセンター1階CT室 とする。
- 第3条 売払代金は、契約締結後、甲が発行する請求書により、甲が指定する日までに売払代金を一括納付することとする。
- 第4条 履行期限は、契約締結後より平成31年3月31日までに、甲は本件物品を現状有姿の状態、乙に引き渡すものし、乙は同日までに搬出することとする。
- 第5条 売払代金が支払期限までに納付されない場合は、その金額に対し年5%の割合で計算した金額を延滞金として、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて日割りで乙に請求することとする。
- 第6条 契約保証金は、免除する。
- 第7条 売払物品の所有権は、第3条による売払代金の支払完了と同時に、甲から乙に移転する。ただし、第4条による引渡後、乙に所有権が移転するまでの間、甲は、乙に対し本件機器等の無償使用を許諾することとする。
- 第8条 乙は物品の買受後は、その物品について全ての責任を負うこととする。
- 第9条 乙は契約締結後、売払物品に隠れた瑕疵のあることを発見した場合にも、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこととする。
- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができることとする。
- 第11条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、売払代金を乙に返還することとする。

但し、当該返還金に利息は付さないこととする。

第12条 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができることとする。

- 一 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- 二 この契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。
- 三 乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- 四 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

2. 前項により契約を解除する場合には、甲は乙に対し契約解除の理由を記載した書面により通告することとする。

第13条 乙は、業務履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

第14条 乙及び従事者は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
乙は従事者が業務上知りえた秘密を他に漏らさないよう指導・監督するとともに従事者の服務規律の徹底及び事故の発生防止に努めなければならない。
なお、秘密情報及び個人情報等の保持については別途事項を定めることとする。

第15条 この契約について必要な細目は、長崎市立病院機構契約規程によることとする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において、協議して定めることとする。

第17条 この契約において甲・乙間に紛争が生じたときは、双方協議の上、これを解決することとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

長崎市新地町6番39号

売払者

地方独立行政法人長崎市立病院機構

代表者 理事長 兼松 隆之

印

買受者

印